第三号様式中

第二条第五号の五の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の六の原動機用蓄電池	8以上
第二条第五号の七の感電防止装置	
第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置	
第二条第六号の三の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	

を

第二条第五号の五の燃料タンク
第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置
第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置
第二条第五号の八の電波障害防止装置　6以上
第二条第五号の九の原動機用蓄電池　8以上
第二条第五号の十の感電防止装置
第二条第五号の十一のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第五号の十二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置
第二条第六号の自動車との側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の乗員保護装置
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の乗員保護装置
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置

に、

第二条第二十九号の側方灯

を

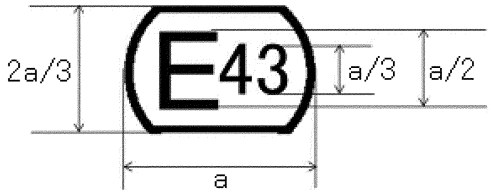
第二条第二十九号の側方灯
第二条第二十九号の二の番号灯

に

改める。

第五号様式を第六号様式とし、第四号様式を第五号様式とし、第三号様式の次に次の一様式を加える。

第四号様式（特別な表示）（第六条関係）



a＝2.5以上

（単位：ミリメートル）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の下欄「協定」という。）に附らの付け又は車両並びにこれら取付装置及び部品に関する規則第十五条第一項の表第三号の下欄に掲げる協定に附属する規則第十五条第一項の表第三号の下欄に掲げる協定の相互承認のための省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）に基づき行われる認定の相互承認のための省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）に基づき行われる認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の下欄に掲げる協定に附属する規則第十五条第一項の表第三号の下欄に掲げる協定に附属する規則第十五条第一項の表第三号の下欄に掲げる協定に附属する規則第十